



2022年5月13日

株式会社日立製作所

執行役社長兼CEO 小島 啓二

(コード番号：6501)

(上場取引所：東・名)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、当社)は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第153回定時株主総会に定款一部変更の件を附議することとしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会資料の電子提供制度について

株主総会資料の電子提供制度を創設する、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)の該当規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、これに備えるため、以下の通り所要の変更を行うものです。

- ① 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除します。
- ② 新たに定款第13条(電子提供措置等)を設け、以下の規定を新設します。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定
 - ・株主から株主総会資料に関する書面交付請求があった場合に、交付する書面に記載する事項を、法務省令で定める範囲に限定することができる旨の規定
- ③ 上記の削除・新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

(2) 場所の定めのない株主総会について

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社において、定款に定めることによって一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能になりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断した時は、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更を行うものです。

なお、本定款一部変更は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを条件として、当該確認を受けた日に効力を生ずるものとします。

2. 定款変更の内容

(1) 株主総会資料の電子提供制度について

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u> <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 13 条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める株主総会参考書類等の内容である情報の電子提供措置をとる。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 <u>第 3 条（株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に定める施行の日。以下「施行日」という。）に効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日に開催する株主総会については、定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u> <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

(2) 場所の定めのない株主総会について

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 16 条 (場所の定めのない株主総会)</u> 当社は、感染症拡大又は自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときは、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新 設)	附則 <u>第 4 条 (場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 定款第 16 条 (場所の定めのない株主総会) の新設は、当社が産業競争力強化法第 66 条第 1 項に定める経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日に効力を生ずるものとする。 本条は、定款第 16 条 (場所の定めのない株主総会) の新設の効力発生をもってこれを削除する。

なお、現行定款第 16 条 (員数) 以下の規定は、各 1 条ずつ繰り下げます。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 22 日

■お問い合わせ先

[報道関係]

株式会社日立製作所 グローバルブランドコミュニケーション本部コーポレート広報部
03-5208-9324 (直通)

[IR 関係]

株式会社日立製作所 インバスター・リレーションズ本部
03-5208-9323 (直通)

以 上